

## 8 公害健康被害の救済等

### (1) 公害健康被害の補償等の実施

昭和63年3月1日「公害健康被害の補償等に関する法律」の改正法施行にともない、大阪市では既存の被認定者に対して補償給付及び公害保健福祉事業を実施しています。

#### ① 既存の被認定者に対する補償

##### ア. 認定更新等

改正法施行前に申請を行い、認定を受けている者を対象に、認定の更新、障害の程度等について、公害健康被害認定審査会の意見を聴いて市長が決定しています。

平成24年3月31日現在 認定者数 6,891名

##### イ. 補償給付

被認定者及びその遺族に対し、補償給付（療養の給付、療養手当、障害補償費、遺族補償費、遺族補償一時金、葬祭料）を行っています。

平成23年度補償給付額 9,874百万円

#### ② 公害保健福祉事業

##### ア. リハビリテーション事業

医師、保健師などによる機能回復の実技指導を含めた指定疾病に関する知識の普及や運動療法を行っています。

平成23年度 9回実施 90名参加

##### イ. 転地療養事業

空気の清浄な自然環境において保養させるとともに、療養生活上の指導などを行っています。

平成23年度 保養センター 美榛苑 2回実施  
かんぼの宿「富田林」1回実施  
計 136名参加

##### ウ. 療養用具支給事業

症状の程度から必要度の高い特級及び1級の在宅療養者に対し空気清浄機などを貸与し、療養効果の促進を図っています。

平成23年度 11件貸与中

##### エ. 家庭療養指導事業

各区保健福祉センターの保健師が被認定者に面接や家庭訪問を行い、病状回復を図るための療養指導を行っています。

平成23年度 面接指導数 延 380名  
家庭訪問指導数 延 380名

##### オ. インフルエンザ予防接種費用助成事業

被認定者のうち、インフルエンザに係る予防接種において、被認定者の負担となる費用を助成しています。

平成23年度助成数 3,075名

### (2) 健康被害予防事業の実施

大気汚染の影響による健康被害を予防するため、健康相談事業や健康診査事業、機能訓練事業等を実施しています。

#### ① 健康相談事業

##### ○ ぜん息教室、親と子の健康回復教室

気管支ぜん息児等とその保護者を対象として、疾患に関する理解を深めていただくよう、適切な助言・指導を行っています。

##### ○ 呼吸器講演会

呼吸器疾患に関する相談に応じ、呼吸器の専門医による講話、理学療法士等によるリハビリ指導を行っています。

平成23年度 5回実施 338名参加

#### ② 健康診査事業

アレルギー素因のある乳幼児を対象に、ぜん息に関する問診や、保健指導、必要に応じて血液検査を実施し、気管支ぜん息の発症の未然防止を図っています。

平成23年度 96回実施 1,666名参加  
血液検査受検者 218名

### ③ 機能訓練事業

気管支ぜん息児童を対象に、療育上有効な機能回復訓練を行っています。

- ・健康回復キャンプ 3回実施 156名参加  
(小学校3~6年生)
- ・ぜん息児水泳教室 前期、後期 各4クラス  
1クール 10回コース 206名参加

### (3) 健康影響調査

大阪市では、国の広域的、統一的な調査に協力しています。

#### ① 環境保健サーベイランス調査

大気汚染と健康影響との関係を定期的・継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を講じる環境

保健サーベイランスシステムを構築するための調査を実施しています。

平成23年度も西淀川区及び淀川区で3歳児及び6歳児調査を実施しました。

#### ② 局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査

自動車排出ガスと呼吸器疾患との関連を調べるための「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査-そら(SORA)プロジェクト-」において、大阪市では、国道43号沿線の3小学校で学童調査、市内対象11区の乳幼児健診会場で幼児調査、市内対象4区の国道43号線に接する地区で成人調査を実施しました。